

第18回原子力損害賠償制度専門部会議事録

1. 日 時 2017年7月12日(水) 15:00～16:57
2. 場 所 中央合同庁舎8号館6階623会議室
3. 出席者 原子力損害賠償制度専門部会構成員
濱田部会長、鎌田部会長代理、伊藤委員、遠藤委員、大塚委員、
大橋委員、加藤委員、木原委員、崎田委員、住田委員、辰巳委員、
西川委員、又吉委員、山口委員、四元委員
オブザーバー
市川氏、小野田氏、上妻氏、馬場氏、久井氏、若林氏
原子力委員会
岡委員長、阿部委員、中西委員、
内閣府
山脇統括官、進藤審議官、増子審議官、大島参事官、島上参事官
文部科学省
二村開発企画課長
経済産業省資源エネルギー庁
松野原子力政策課長
4. 議 題
 - 1 原子力損害賠償制度の見直しに係る個別の論点について
 - 2 その他
5. 配付資料
 - 18-1 原力損害賠償制度の見直しに係る個別の論点について [8]
【原子力損害賠償に係る制度(その5)】

6. 審議事項

(濱田部会長) それでは、定刻となりましたので、第18回の原子力損害賠償制度専門部会を開催いたします。

初めに、事務局から資料と定足数の確認をお願いいたします。

(大島参事官) お手元の資料を御確認ください。

本日の資料でございます。第18回原子力損害賠償制度専門部会議事次第に続きまして、資料18-1を用意させていただいております。乱丁、落丁等ございましたら事務局までお申し付けください。

また、第17回の議事録を机上資料として配付しておりますが、各委員に既に御確認していただき、原子力委員会のホームページで公開しております。

本日は、15名の専門委員の出席予定となっており、原子力委員会専門部会等運営規程第4条に定める定足数を満たしていることを確認させていただきます。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

それでは、本日の議題である原子力損害賠償制度の見直しに係る個別の論点について、ということでございます。

前回の部会では、賠償資力を確保するための新たな枠組みということで、迅速な賠償の実施、費用負担、原子力事業者の予見可能性という観点から多くの御意見を頂きました。本日は、前回の御議論を踏まえまして、引き続き、賠償資力確保のための新たな枠組みについて御議論していただきたいと思っております。

それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

(大島参事官) 資料18-1 原力損害賠償制度の見直しに係る個別の論点について〔8〕、原子力損害賠償に係る制度(その5)でございます。

1枚おめくりいただきまして、(1)賠償資力確保のための現行の枠組みの考え方についてでございます。

1ページ目は現行の枠組みについて、簡単に御紹介をさせていただきます。

現行の原賠法におきましては、原子力事業者が責任保険契約、政府補償契約等の損害賠償措置を講ずることが義務付けられていて、いわゆる保険的スキームという形になってございます。この保険的スキームにつきましては、民間保険会社ガリスク評価等に基づく保険料をもとにして、万が一の場合に保険金を支払うこととなるということでございます。ま

た、政府補償契約につきましては、予算措置を行った上で補償金を支払うというところでございます。

それから、②番目、原賠・廃炉機構による資金援助等でございますけれども、こちらにつきましては、原賠法に基づく賠償措置額1, 200億円を上回るような巨額の原子力損害が発生した場合でも対応するため、原賠・廃炉機構制度、各原子力事業者が共同で原子力損害の発生に備える相互扶助スキームとなっているということでございます。現在、東電福島原発事故に係る特別資金援助が行われておりまして、賠償に努めているというところでございます。

仮に次の事故が起こった場合におきましても、同じような形で特別事業計画の作成、主務大臣の認定という手続を経る必要がありますので、手続に一定の時間を要するという課題がございます。また、この部会におきましても、損害賠償措置とのリバランスというような意見も出されていたというところでございます。

この特別資金援助に係る資金交付のための資金でございますけれども、国による交付国債ということで無利子の形をとっておりまして、利子負担分につきましては国が一般会計から支出しているというところでございます。無利子になっているところの部分の交付国債のところは一般負担金、それから発災事業者の方が特別負担金という形で返していただくという形になっております。

なお、原賠・廃炉機構法におきましては、国民生活及び国民経済に重大な支障を生ずる恐れがあると認められる場合に限り、国は予算で定める額の範囲内において機構に対し、必要な資金を交付することができることが規定されているところでございます。

それから、③番目、原賠法第16条に基づく国の措置でございます。この国の措置は要賠償額が賠償措置額1, 200億円を超え、かつ、法目的を達成するために必要があると認められるときは原子力事業者に対して必要な援助を行うこととされている、というところでございます。具体的な例として、先ほど言いました原賠・廃炉機構による資金援助というものが具現化されたというところでございます。

2ページ目の新たな枠組みの検討に当たってとして、前回御議論いただいたところでございますので、その意見を踏まえまして整理させていただきました。

まず、現行の枠組み、先ほど申しましたとおり1, 200億円の賠償措置額を上回る原子力損害が発生した場合においても、原賠・廃炉機構の資金援助等により賠償資力を確保することになっているところでございます。しかしながら、今回の東電福島原発事故での賠

償実績等を踏まえると、賠償資力の備えを充実させることにより、被害者救済に万全を期する必要があると考えております。

現行の原賠法における賠償資力に関わる課題に対応するためには、特に、事業所外（オフサイト）への放射性物質の放出リスクを伴うような事故又は重大事故が発生した場合に、原子力事業者による迅速な賠償の支払を確実に実施するためには、現行の賠償措置額では賠償資力としては不十分であり、新たな枠組みを検討する必要があると考えてございます。

この新たな枠組みについては、被害者の保護、それから原子力事業の健全な発達に資するという原賠法の目的、この部会でも議論いただいております原子力事業者と国との適切な役割分担等も踏まえまして、三つの観点で整理をさせていただいております。一つ目が迅速な賠償の実施の観点、二つ目が新しい措置に対する費用負担の考え方。三つ目として原子力事業者の予見可能性の確保の部分でございます。

具体的には、次のページから整理をさせていただきました。1枚おめくりいただきまして、3ページ目でございます。

(1) 迅速な賠償の実施の観点でございます。被害者が適切な賠償を迅速に受けるためには、発災事業者が事故発生直後から必要となる賠償資力、つまりキャッシュフローを速やかに確保し、賠償手続にしたがって迅速に行われることが重要でございます。特に、先ほど申しましたとおり事業所外への放射性物質の放出リスクを伴う事故又は重大事故が仮に発生した場合におきましても、原賠制度が持続的に機能し、被害者が適切に賠償を受けられるものとする事で、原賠制度に対する国民の信頼を確保しなければならないと考えてございます。このためには、新たな枠組みというものを措置することによって、賠償資力をあらかじめ確保していくことが求められるのではないかと考えてございます。

続きまして、4ページ、下のページでございます。

(2) 費用負担の観点でございます。現行の損害賠償措置につきましては、先ほど申しましたとおり、民間若しくは政府に対して保険料、補償料を原子力事業者が負担することで、一定規模の賠償資力を確保するという形の保険的スキームになっております。これで足りない部分につきましては原賠・廃炉機構による相互扶助ということで、先ほど申しましたとおり原子力事業者にとっては一般負担金という形で負担していただいているということでございます。

これらの原賠制度の維持に必要な費用負担につきましては、基本的には原子力発電に係るコストの一部になってございますので、それは電気料金を通じて電力需要家の負担という

形になってございます。

今後検討していただく枠組みの費用負担の在り方につきましては、一定額の賠償資力を確保する必要がありますので、国と原子力事業者との適切な役割分担を踏まえて、万が一の事態に備えられるように検討する必要があると考えてございます。

具体的には、電気料金による負担という点につきましては、電力需要家に負担を及ぼし、ひいては国民生活及び国民経済に支障を生じる可能性があることに留意する必要があると思っております。

他方で、一般税による負担という考え方もございます。これにつきましては、発災事業者の責任の在り方、エネルギー政策上の原子力の位置付け、国の役割というものを踏まえて、国民の理解を得られるような制度設計が必要であるということだと思っております。

続きまして、1ページおめくりいただきまして、5ページ、原子力事業者の予見可能性の観点でございます。

予見可能性の観点につきましては、先ほど申しましたとおり、現行の枠組みでも適切な賠償を継続することが可能になっているわけではございますけれども、東電福島原発事故の賠償実績等を踏まえますと、新たな枠組みを検討する必要があると思っております。

特に、事業所外への放射性物質の放出リスクを伴う事故などに備えるためには、事故後早い段階から賠償に係る資金が必要になってくるわけでございます。このため発災事業者が被害者に適切な賠償を迅速に行うためには、原賠・廃炉機構による資金援助を受ける前に新たな枠組みにより措置を講じることで、一定額の賠償資力を速やかに確保することが可能になります。

こういう観点で言えば、原子力事業者の予見性の向上につながると思っております。また、確実に賠償資力を確保することで、事故収束作業、電力の安定供給に係る資金確保という点で事業経営の面でもメリットが大きいのではないかと考えてございます。

一方で、電力システム改革、原発依存度の低減という事業環境の変化があるわけでございますので、こういう中で具体的な費用負担の在り方の検討に当たって、原子力事業者の予見可能性の観点に留意していくことだと思っております。

6ページ目には前回この部会で頂きました意見を箇条書の形で簡単にまとめさせていただきました。

賠償措置額の引上げをしっかりとっていくべきだという観点では、保険制度と相互扶助のリバランスでありますとか、それから賠償措置額の引上げにより平時の電気料金の上昇に関

する点、それから、補償料率の観点から幾つか御意見を頂いてございます。

また、保険制度に対して、発生頻度の低い重大事故に対して、掛け捨てとなる保険で備えることは不適切ではないかという意見も頂いております。いざというときに国が必要な財源をしっかりと確保することが重要であるという御意見を頂いたところでございます。

1枚おめくりいただきまして、新たな賠償資力を確保するための制度がどういうものがあるのかというところでございます。下に簡単なイメージ図を描かせていただきました。現行の原賠法におきましては、下層のところ第1レイヤーと書かせていただきましたけれども、保険的スキームで民間が担っております責任保険契約、オレンジ色のところがございます。それに対して、右側、地震、噴火、津波等に対する備えとして政府補償契約、水色のところがあるわけでございます。

それを超えるところにつきましては、原賠・廃炉機構による資金援助というもの、緑色の相互扶助スキーム、第3レイヤーというところを書かせていただきました。

現行の保険的スキーム1、200億円を超える部分について新たな枠組みを設けることで賠償資力をしっかりと確保できるような仕組みが必要ではないかという形の絵を描かせていただきました。

この説明は少し戻っていただいて、7ページ目、まず、一つ目の丸で、現行のレイヤー制度ということで今御説明させていただいたところでございます。

新たな枠組みの検討ということにつきましては、二つ目の丸でございます。国として原子力発電に係る環境整備を進めるとの観点から、引き続き原子力損害賠償についても国が関与する形での制度設計が必要であるということを考えてございますし、これはひいては原子力施設が立地する住民の安心感の醸成にもつながるものというふうに考えてございます。

その上で、まず第1レイヤー、保険的スキームのところのオレンジ色の責任保険契約に関する部分でございます。これは民間保険会社が担ってきていただきまして、これまで制度を作った昭和36年からほぼ10年ごとに国際動向、責任保険の引受け能力というものを踏まえて、措置額を見直してきているところでございます。その結果、直近の改正におきまして賠償措置額を1、200億円ということで改正をさせていただきましたけれども、この1、200億円につきましては、諸外国と比較しても高い水準になっており、現時点では大幅な引上げは困難な状況であるということで、前回木原委員からもお答えを頂いているところでございます。

この保険的スキームの扱いでございますけれども、諸外国におきましても賠償資力を確保

するための基礎的な措置というふうに行われていることを踏まえ、引き続き責任保険契約の果たす役割は非常に大きいのではないかと考えてございます。なお、賠償措置額の引上げでございませけれども、今後とも国際動向、責任保険の引受け能力等を踏まえ、賠償措置額の引上げの努力というものは継続していくことが重要ではないかと考えてございます。

続きまして、緑色の第3レイヤーに関するところ、原賠・廃炉機構による資金援助等でございますけれども、こちらのところにつきましては、特に東電福島原発事故のための賠償というものに役割を果たしているわけでございますけれども、直近で申しますと昨年12月に「原子力災害からの福島復興加速のための基本方針」を閣議決定させていただきました。この中で国と東京電力がそれぞれに担うべき役割を明確化し、国民負担を最大限抑制しつつ、福島の再生と電力の安定供給を両立させるための措置というものが決定され、必要な整備が行われているところでございます。

この原賠・廃炉機構による資金援助などにつきましては、東電福島原発事故に係る賠償のために必要な措置というものが講じられている状況でございますので、もしも仮に今後原子力事故が発生した場合にも賠償の備えとしてはしっかり機能すると考えております。

なお、今後原子力を取り巻く事業環境の変化というものがあり得ますので、その変化を踏まえて必要な検討というものは随時行っていく必要があるのではないかと考えてございます。

続きまして、新しい枠組みについての検討でございます。ちょっと先に進んでいただきまして、11ページのところに図を描かせていただいております。上側が保険的スキームとした場合の絵、それから下側が相互扶助をベースにいたしまして、事故後に費用回収をするという形で絵を描かせていただきました。

具体的な説明は、9ページ目と10ページ目に書かせていただきました。

まず、9ページは保険的スキームについての御説明でございます。保険的スキームは、あらかじめ費用負担を原子力事業者が行って一定の賠償資力を確保する形になってございますので、その費用負担の観点からは予見可能性が高い制度と言えるかと思っております。この制度を活用した形で新たな措置をすることになった場合、その新たな枠組みのカバーする範囲というものはどうしても保険料、補償料の部分に関連しているところになりますので、いろいろな課題があるのではないかと考えております。

具体的には、三つ目の丸でございます。新たな枠組みの維持のための費用負担、いわゆる

保険料、補償料に当たる費用でございますけれども、これにつきましては合理的な考え方に基づいて設定することが適当であるというふうに考えてございます。

参考までに申しますと、政府補償契約の補償料率というのは、過去の事故確率に基づいて、補償損失の発生の見込み等を勘案して定められているということで、何度か御説明させていただきましたけれども、1サイト当たり1,200億円×1万分の20ということで、1サイト当たり2億4,000万円の補償料を頂いているところでございます。

新たな枠組みの対象となる事故発生リスクの算出についてでございますけれども、どうしても外部要因リスクを考慮しなければいけないということでございますので、現時点でしっかりとした数字を出すというのは難しいのではないかと考えているところでございます。

それから、この部会でもいろいろ御意見を頂きましたけれども、新たな枠組みに対する負担というものについては、電気料金の値上がりにつながるのではないかと、ひいては電力需要家に負担を及ぼす可能性があるということに留意する必要があるという御意見を頂いております。

また、保険的スキームにつきましては、迅速性の観点からの手当というものもしっかりとしなければ、原子力事業者が実際の賠償するためのキャッシュフローを確保できないという事態にならないように、制度設計をする必要があると思っております。

それから、最後の丸でございますけれども、保険的スキームにより事故時に一定額の資金が支払われることとなりますので、原子力事業者の安全対策への投資に係る取組への影響を考慮する必要があるのではないかと考えてございます。

課題を一つにハイライトさせていただくならば、保険的スキームを活用することとする場合には、新たな枠組みに係る合理的な費用の額の設定等について課題があるのではないかとということでまとめさせていただいております。

続きまして、10ページ目、相互扶助についてでございます。

これにつきましては、一つ目の丸の赤字で書かせていただきましたけれども、原子力事故が発生した場合に、まず国が一定額の賠償資力を確保できるように資金的な手当を行うことをあらかじめ法令等で定めておくということで、手当をしたものにつきましては、事故後に回収する枠組みということになるかと考えてございます。

ここにつきましては、事故後の回収になりますので、事故が起これない限りにおいては費用負担を押さえていけるというメリットはございます。一方で、丸の三つ目でございますけれども、もしも仮に事故が起これ賠償を行うための費用回収をしなければいけないとい

うこととなりますと、相互扶助方式となりますと、各原子力事業者がその費用を負担することとなりますので、電気料金の値上がり、電力需要家の負担が発生することとなります。

また、負担方法をどのように設定するのかという点につきましては、原子力事業者の予見可能性に影響することとなります。特にこれから自由化等の事業環境が変わっていく中で、平時からの負担を求める保険的スキームと比べると回収の不確実性が高まり、ひいては国民負担につながるというような課題があるかと思っております。

それから、相互扶助方式での援助になった場合には、その援助される資金について、借入金的なものとして認識され、発災事業者が債務超過に至らないようにする制度設計が必要であると思っております。更には、相互扶助で負担というものがあらかじめ決められた場合には、財務処理上の検討というものも必要ではないかと思っております。

迅速性の観点でございますけれども、これは国が真っ先に資金的な手当を行うということです、一定のメリットがあるのではないかというふうに思っております。

相互扶助での課題といたしましては、最後の四角でございます。原子力事故が発生した場合に資金的な手当を行い、事故後に費用回収をすることとした場合、費用の負担方法や費用回収への不確実性が高まってしまうなどの課題があるのではないかとまとめさせていただきました。

1枚おめくりいただきまして、10ページ目は先ほど申しましたとおり簡単な図にさせていただきました。

その他とさせていただきますけれども、それ以外に前回の御議論で、御意見が幾つか出ておりましたので、まとめさせていただきます。

まず一つ目で、費用負担の部分につきましては、電源開発促進税による負担という意見がございましたので、ここについて書かせていただきました。電源開発促進税、法律に基づく税制になりますので、国会審議を経て負担割合等が決定される、国が説明責任を果たした上での負担ということで、透明性が向上する制度だと思っております。

一方で、電源開発促進税、これは原子力のみならず、全ての電力需要家が負う制度になりますので、この点についての国民理解というものの課題があると思っております。

それから、二つ目、国が原子力政策を推進する責任等を踏まえて、いわゆる連帯責任のようなものがないかということで、一般税による負担という御意見を頂きました。電気料金につきましては、逆進性的なものがございますので、そういう点では公平な負担というものが考えられるかと思っております。この点につきましては、先ほども申しました

けれども、発災事業者の事故に対する責任を踏まえた費用分担の在り方、更に原子力事業者の責任集中等の整理も必要ではないかというふうに思っております。

東電福島原発事故の関係、諸外国の制度設計について、参考で資料を入れさせていただきました。

長くなりましたけれども、説明は以上でございます。

(濱田部会長) 現行の賠償措置額を引き上げるための新たな枠組みということで、前回の議論を踏まえまして、資料11ページ、こちらにあるように保険的スキームを活用してあらかじめ費用負担する案、それからあらかじめ国による資金的な手当を行い、事故後にその費用を回収する案というものを議論の出発点ということに整理させていただいて、それぞれの案についての課題を整理させていただきました。

本日は、この二つの案をベースに御議論していただき、具体的な枠組みの検討につなげてまいりたいと考えております。

この後は、十分に時間がございますので、是非積極的に御発言を頂ければと思っております。

御質問、御意見がありましたら札を立てていただければと思います。よろしく申し上げます。

(加藤委員) ただいま事務局より原子力事業者の賠償資力の確保を巡りまして保険的スキームを活用する場合と発災後に相互扶助で対応する場合について御説明いただきました。

私ども経団連といたしましては、電力の全面自由化が進む中で、原子力事業の担い手を確保するためには原子力損害賠償制度の設計において、事業者の損害賠償額の予見可能性の確保が不可欠だと考えております。こうした考えに基づきまして事業者責任に上限を設けるべきだと従来から主張させていただいております。

しかし、有限責任とすることが短期的には困難であるとする現状認識のもとで、無限責任を基本に制度設計を行う場合でありましても、少なくとも事業者の負担額を見通すことができるということが非常に重要だと考えております。

保険的スキームで対応する場合には、事前に一定の費用負担を行うということで、現行の賠償措置額より大きい一定の額の賠償資力を得ることができます。事故の賠償額がその範囲内であれば、発災事業者は経営への甚大な影響を回復することができますし、ほかの原子力事業者にとりましても資金面での援助を求められることもないために、事業者の予見性の確保の観点からメリットが大きいと考えます。

問題は、この保険的スキームに関わる費用の額をどう設定するかという点になるかと思えます。この点、現在、機構法に基づきまして、各電力会社は将来の事故への備えとして相互扶助の形で一般負担金を払っております。この相互扶助の一部分を保険的スキームに置き換えて将来に備える、そういうふうにすれば原子力事業者に追加的に大きな負担を求める必要はないのではないかと考えます。

次に、発災後に相互扶助で資金確保とした場合、原子力事業者の予見性の確保という点では現行制度からどのような改善が図られるのか分かりづらいと思えます。また、発災時の資金的な手立てを将来の世代に委ねてしまうというようなことになってしまいます。保険的スキームであれ、発災後の相互扶助をベースとするスキームであれ、原子力事業者の負担や電気料金への影響に十分配慮した制度設計が必要ではないかと考えます。

それから、もう1点、国の関与の在り方につきまして、これまでも述べさせていただいたところですが、原子力損害賠償について、仮に発災事業者の法的整理が実行されるというような事態に至った場合なども想定して、国による財政支出を含めて対応するという点を明確にしていくべきではないかと考えております。

以上、御意見、申し上げます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

それぞれの案について、幾つか丁寧なコメントを頂きました。どうぞ。

(大塚委員) 御説明いただきましてありがとうございます。保険的スキームというのと相互扶助のスキームというのは二つあることになりませうけれども、非常に違うように見えますけれども、相互扶助スキームについても引当てということになってはいますが、何らかの積立てのようなものも必要になってまいりますので、どちらにしても穴が開いた部分については税を投入することがございまして、違いはそれほどはないのかなと考えています。

ただ、保険的スキームの場合は税についての回収ということは考えにくいですが、相互扶助スキームの方は税についての回収ということが可能なので、その点が最大の違いなのではないかというふうに考えております。

無限責任にすることとの関係で言えば、相互扶助スキームの方が良いと思えます。安全対策に対する投資という9ページの最後を書いてある点から考えると、事後的にでも負担していただく方が適切ではないかということが言えると思えますので、大きな見取図としては今申し上げたようなことがあるのではないかとまず申し上げておきたいと思えます。以上でございます。

(濱田部会長) それでは、遠藤委員、お願いします。

(遠藤委員) まず、第2レイヤーを保険スキームで充てるべきかどうかということから意見を申し上げます。これまで申し上げてきたことの繰り返しになりますが、保険レイヤーについては既に1,200億円という措置額が設けられており、これは他国と比較としてもまた国際条約に比しても非常に高いものとなっています。

事業者の過失によって起こった近年の大事故と言えば、1999年のJCOの臨界事故ですが、それでも被害総額が150億円です。1,200億円規模の事故を超えるような事故リスクということになると、それはほとんど天変地変のリスクを予想するに等しいものになってくるのではないかという恐れがあります。こうした頻度の極めて低いテールリスクについて、補償料率にもよりますが、毎年100億円とか数百億円の掛け捨ての保険を掛けるくらいならば、自社で安全対策や避難計画などの策定にその資金を使った方が私は良いと考えております。

付け加えれば、補償料が一般会計に入ってしまうと、歳入全体として吸収されるお金となってしまうし、逆にこれがエネ特の中に積み上げられるということになると、懐疑的な目を向けられ、非常に明確な説明が必要になるということになります。保険的なスキームを適合させることがふさわしくないことをまず申し上げたいと思っております。

(濱田部会長) ありがとうございます。

いかがでしょうか。

(住田委員) 9ページの②の方が保険的スキームで、10ページの③が相互扶助スキームの骨格であるという御説明がありましたが、今、大塚委員もおっしゃったように、それについて大きな違いがないと、場合によっては、額の設定等によっては、それほど違いがないのではないかという趣旨のことを言われました。私は違った意味で切り分けるとしたら、②の方は事前積立て備え型で、③の方は事後的な対応型というふうに読んだ方がじっくり来るわけでございます。そして、事前の積立てをどのくらいのものとするかということに関しての額、料率、それに関しては、今、加藤委員がおっしゃいましたが、今の金額ぐらいで収めていただきたい、事業者負担としてはこの程度で、責任保険の現在の第1レイヤー、そして第2レイヤーと共通していただきたい、と。要するに、これ以上の事前積立てに関しては避けるべきであるという、多分事業者サイドからの御希望をおっしゃったのだらうと思います。

それにつきましては、私も同様に、以前申し上げましたように、今の金額は、1,200

億円という諸外国に比べてもそここの水準があるわけですし、これを積み上げるにしても保険の関係で更にやるとしても、平時の備えとしては安全対策の方に持って行っていただきたい、と、これまで一貫して申し上げてきたところでございます。

事後的に対応するという10ページの③ですが、一つピンと来ないのは、四つ目の丸でございます。負債性として認識され、発災事業者が債務超過に陥らないようなものとするのが必要と書き切っておりますが、債務超過に陥らないようなものとするということについて、これは今の国の制度として決め込んでいるものでございましょうか。

電力事業者は、債務超過の場合には破綻することもあり得るとして、今競争に入っているわけでございます。原賠が必要となったとき、正に債務超過になる可能性が大いにある、大きな事故リスクがあるわけで、事故が起きた場合に債務超過に陥らないようにするという考え方自体が今のシステム改革の中では、私はそぐわないものと考えます。

ですから、事後的な対応として、破綻してしまったら払えないというのはよその国はそうなのですけれども、日本の場合はそうしないというのであれば、相互扶助ではなくて国が費用負担するということを明言するにほかならないと思います。

確かに債務超過に陥らないような事故が起きないことが大事ですが、今回は事故が起きたときの備えを考えているわけございまして、そのときに債務超過に陥らないようにするという前提を入れること、そのような制度設計とすることについて私としては気になっております。

今はとりあえずこの意見だけを申し上げておきます。以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

事務局から。

(大島参事官) 幾つか御意見が出ておりますので、念のための確認の点も含めまして、回答させていただきます。

今、住田委員からコメントがございました債務超過に至らないようなものとするのが必要であるという、事務局側の趣旨でございますけれども、賠償のための資金援助を制度的に設けても、それを借りることによって結果的に債務になって、債務超過になるのであれば、幾ら制度を作っても借りることが想定されないという制度にならないようにしなければいけないという趣旨で書かせていただいているところでございます。

その点につきましては、今回の東電福島原発事故のときにも一定の配慮をした上で制度設計されているという理解でございます。

併せまして、今回の資料に入れていなくて恐縮ですが、前回の資料には入っていましたが、今現在東電福島原発事故の関連で一般負担金、特別負担金により費用回収をさせていただいているという説明をさせていただきましたけれども、年間ベースでいきますと、一般負担金といたしましては、ここ数年は1,630億円規模の負担というものをさせていただいております。それから、東京電力が特別負担金として納めていただいておりますのは、平成28年度は1,100億円とになっているというところがございます。それから、ちょうど8ページ目のところで、政府補償契約1,200億円というところで、先ほど補償料率といたしまして、1万分の20を掛けさせていただいていると説明をしましたけれども、原子力発電所のみならず再処理事業、加工事業、全ての原子力事業者さんから1年間に国庫に入れさせていただいている金額は約50億円という規模感になってございます。

説明は以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

今の点、何かございますか。

では、崎田委員、お願いします。

(崎田委員) いろいろな御意見を伺いながらこの二つの枠組みについて考えていたのですが、私はやはり今回の審議に入るときにの原点を大事にしたいと思います。安全を大前提として、依存度は下げるけれど重要なベースロード電源として一定程度活用するという決断をし、原子力政策をしっかりと国が進めていくときに、今までよりも国が一步前面に立つということで、原子力立地地域の住民の方も安心感があるだろうし、広く社会的、一般的に市民もより安全・安心と受け止めるという、そういうような経緯がありこの議論に参加してきたというふうに思っています。

そういうときに、国が一步前に出るという具体像として、どちらの枠組みの方がそういうふうな安心感が前に行くかと考えて、よくよく見る必要がありますが、はっきり言うと国が前に立つということはそこに税金を投入するというか、そういう資金をその枠組みの中に国が入れていくことがあるわけで、それに関して、私たち国民はしっかりと説明責任を受けた上で、納得して支えていくという、そういう在り方も必要なのではないかと考えています。

そういうふうに見ると、例えば上の保険的スキームの活用の方は政府補償契約と事業者の責任保険契約とあわせ、今後、新たに確保する費用が上がっていけば、政府の負担が広がっていく、そういうところはしっかりと公表していただきながら、国民も理解しながら進

めるということが必要だと思っています。

もし、図表の下のスキームを採用する場合には、一体どういうふうな資金的な手当を実現するのか、余りよく分かりませんので、そういうことの議論ももっとしっかりしていただければ有り難いと思います。なぜなら、事故後に費用を回収していくという枠組みだと、電力料金がもし事故後に高くなる場合、電力自由化の中で消費者はいろいろな電力料金の会社を選べるわけですので、事故後に本当にちゃんと資金が回収できるのか、何か非常に時間が掛かるのではないかという印象があります。

ですから、もしこういう制度であればここにもしっかりと税金をどういうふうに入れていくのかということをもう少し見えるような形にして、しっかり制度設計をやっていただくということも必要なのではないかなという印象を持っています。

どちらの方がということ考えたときに、事業者にとっても新たな枠組みで確保する額は高いですけれども、事前にしっかり払っておいてどのくらいの事故を想定する対応ができていのか分かるのは重要であり、上の保険的スキームというのはそれなりに事業者や国にとっても額は大変であっても、やはり社会の安心感があるのではないかという印象を今は持っています。よろしくお願いします。

(濱田部会長) ありがとうございます。

大塚委員。

(大塚委員) 私自身の意見というよりはこの保険スキームと相互扶助スキームは分かりにくいので、一つ申し上げておきたいところですが、10ページの四つ目の丸のところ、先ほど住田委員が言われたところの次のところですが、いずれにしても引当金のようものは必要になってくるということが相互扶助スキームでもありますので、これは積立てと私は言ってしまいましたけれども、恐らく電力会社の方に何らかの形として引当金としてとっておくという形になると思いますけれども、こちらの方は会計監査との関係で必要になってくることだと思いますので、その点を含めて相互扶助スキームであっても、あらかじめ何らかの対応をしておく必要が出てくるということです。この点が、先ほどこの二つのスキームは非常に違うように見えるけれども、それほどは違わないということをおっしゃったというところでございます。

どちらも税を投入することになると思いますけれども、回収については保険スキームだとちょっと難しいけれども、相互扶助スキームだと回収することになるだろうというところが、恐らく最大の違いではないかと思っております。

(濱田部会長) 西川委員、お願いします。

(西川委員) 制度の問題について初め概略的なことを申し上げまして、その後に持論と言いますか、ちょっと考えていることを申し上げたいと思います。

まず、前回意見書を提出しておりますけれども、原子力損害賠償というのは、保険のことを申し上げますと「何回も事故がたくさん起きる中で、適切な保険料が決まっていく」という、そういうタイプのものでは全くありませんので、いわゆる「大数の法則」的性質に当てはまらないですから、保険という論じ方をしてもかなり無力な議論になりますので、そこは注意がいると思います。

それから、現行制度では国は利払い分を負担しているという形に一応なっておりますけれども、福島事故の賠償額が8兆円に達しているという数字が出ておりましたが、事業者の相互扶助だけで対応できるのかどうか懸念します。そして万が一、規模の小さい事業者が事故を起こしたような場合でも損害賠償が滞ることのないように、保険的措置だけではなくて、原子力を活用していく国が必要な財源を確保することが重要だと一般的に思います。

それから、電力自由化の中で、保険料の引上げにより、事業者の日頃の安全対策や事故制圧のための投資がおろそかになってはいけないわけでありまして、そうした観点から将来にわたり事業者が持続的に原子力発電の運営ができる制度設計、そういうことが必要だと思います。

具体的に申し上げますけれども、福島の事故、このことをしっかり地元の皆さんの安心と信頼を得るためのカバーをしなければ話にならないわけでありまして、この話と将来の仕組みをどうするかというのは少し事故の実態も違うと思いますから、区別して論じなければならぬと思います。

特に、福島の事故はいろいろな裁判も出ておりますけれども、電力事業者の現場での不作為、不注意と言いますか、政府の責任が十分、油断で果たされてないのではないかという議論がありますから、そうしたことを受け止めた制度として、地元の皆さんのしっかりした対応がなされなければ、それはいけないというふうに思います。

それで、これからの議論ですけれども、数日前に原子力規制委員会の委員長が福井にお見えになり、いろんなことをおっしゃっておられたのですが、要するに、原子力規制基準がますます厳しく厳重になって、全く事故が100%で起きないのだとは言い切れないとおっしゃっておりますけれども、「それでは、それはどういう意味ですか」と言ったら、これはこれまでとは随分条件が違うのだという、科学的と言いますか、実務的認識は示され

ておられますから、それを前提にして事故は起きにくいと、確率は下がっているのだと、下がる対応をしているのだという前提で議論が一応要るのかなとは思っています。これはまたいろいろな議論があるかもしれません。

そうすると、ますます保険制度から遠のく制度になりますから、原子力発電の依存度も低下しますので、電力事業者あるいはプラントが減ってきてプレーヤーはますます減少して限定的ですから、今のような保険制度をどうだというような議論は、かなり弱くなる可能性があるんじゃないかと私は思います。

それで、そこからいろいろな問題が起きてくるんですが、先ほど申し上げたように、事業者と政府が連帯して責任を負うというような制度が、一層重要な意味を帯びてくるだろうと思います。

そして、民間の市場主義で原子力政策は進められない時代ですから、国のためと言いますか、国家の安全保障とか、様々な問題でこの問題を詰めなければいけませんので、この意味でも政府の責任は多くなるだろうと思います。

それから、福島事故はいろいろありますが、政府の能力が低下したときに事故が起きるわけで、事故も大きくなったと思いますから、政府の能力を高めなければいかんと、高めたいということですから、自分たちの能力を高めた安全を確保したいというのであれば、いろんな財源もしっかり確保する必要があるだろうと私は思うわけであります。

それから、料金だけで解決するという将来のことも、これは実際消費者というのは既に原子力によって恩恵を受けているわけで、実際料金をこれからそれで負担しようというときには、過去の恩恵に対しての気持ちがなかなか及ばないですから、これはあらゆる様々な租税負担と言いますか、そういうものによってカバーするのが、割合はいろいろあると思いますけれども、一般的な社会性のある、意味のあるやり方ではないかなと、こんなふうに思うわけであります。

いずれにしても、現在の原賠機構の無利子貸付けという制度を、これから長期的にほとんど低金利時代のときに、こういう無利子貸付けをしているから何か政府が大きな役割を果たしているというようには到底見れませんから、これは更に政府のしかるべき負担と言いますか、こういうものがもっともこの問題にいえるのかなと、こんなふうに考えます。

以上です。

(濱田部会長) どうもありがとうございました。

それでは、又吉委員、その次に山口委員、お願いします。

(又吉委員) ありがとうございます。

新たな枠組みについて、保険と相互扶助のスキームのリバランス、あと、事業者、被害者から見た予見可能性の担保の観点から、幾つかコメントさせていただきたいと思います。

まず、第一に、11ページの下スキームについてなのですが、事故後に非発災事業者からも現行の一般負担金に加えて、新たな相互扶助負担金を求めることが賠償資力の担保に資するののかという懸念を持っております。

将来の原子力事故への備えとして整備されている、現行の非発災事業者による一般負担金支払の原理を覆してしまうことになるのではないかと。また、自由化や原子力依存度低減が進展する局面で、過去分に係る費用回収を求めるスキームは、果たして現実なのかという疑念が残るといふふうに考えています。

二点目は、事後に決められる面積が非常に広く、被害者、事業者両面から見て予見可能性に全く変化が見られないといふふうに考えております。

2年間掛けて議論を進めたのですが、ここは変わらないということに、非常にちょっと残念に思っているというところです。

第三は、仮にこの下のスキームを事前に費用として積み立てていくという場合には、機構法に基づく相互扶助の下に、原賠法に基づく相互扶助を単に加えるという形になるので、保険と相互扶助のリバランスを図るとの観点からは、むしろ逆行するのではないかと懸念を持っております。

一方、上の段の保険スキームのところなのですが、やはりその将来の予見し難いリスクに備える方策としては、一定規模を保険制度で対処すべきではないかといふふうに考えています。

現行1,200億円の賠償措置額の引上げによって、保険制度と相互扶助のリバランスを図るべきという考えを再強調したいと思っております。

第四に、繰り返しになりますが、賠償措置額の引上げにより、平時の電気料金が上昇することのないように、補償率を設定すべきという点も再強調したいと思っております。政府保障に基づく保険スキームを活用する場合の補償料設定について、原子力事故発生リスクを算出することは現時点では難しいとの整理がされていますが、福島事故後に設定された新規規制基準対応、若しくはシビアアクシデント対策実施による事故確率の低減効果を折り込むことが全く不可能であるのか、専門家の御意見なども是非伺う必要があるのではないかとこのように考えます。

また、日本では外部要因事象が多過ぎてリスクを計算できないという御指摘もありましたが、現行の新規制基準は過酷な自然災害やシビアアクシデントが起り得ることを前提として、安全対策・対応を規定しております。

自然災害の外部事象の発生比率と、ある意味放射性物質をオフサイトに出す事故の発生比率というのは、パラレルではないという点も配慮すべきではないかと考えています。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

では、山口委員、お願いします。

(山口委員) ありがとうございます。

まず、御説明いただいた新たな枠組みということで、まず、そもそもなぜ原賠法かということを考えてみますと、これは原子力の利用に伴う便益というものを考えることが非常に大切。これは原子力基本法にもそのようなことが書いてあるわけですし、具体的にはエネルギー資源の確保、国民生活の水準向上、それから、学術、産業の進歩といったことが書いてあるわけです。

それから、もう一つ重要な点は、安全確保を旨とするということが書いてあるわけで、そういう考え方と齟齬のない原賠制度であるべきというのが、まず基本的な考え方だと思います。

まず、その利用に伴う便益があるということから考えれば、当然、原子力損害賠償に対する国の関与というのは、もっと明示的にしっかり書かれるべきであると。その関与の仕方がどうかということなのですが、これは先ほども何人かの方から御意見ありましたように、私は、新しい規制制度の下で、福島事故の教訓を踏まえて、規制あるいは安全確保の質が転換したのだというふうに思っています。

その質の転換という意味は、様々な想定され得るシナリオに対して、環境の汚染や土地の汚染、避難の長期化も含めたそういう視点に対して、しっかり防護をするという色が濃く出されたもの。これは従来、事故を防止するという視点を中心にしていた規制行政からの大きな質の転換であるというふうに思います。

そういう視点から考えますと、損害賠償の上限額を超えるような事態というのはどういうことかというのを踏まえると、むしろこれは天変地異といったむしろ原子力損害賠償というよりも、国家のリスク管理、カタストロフィックリスクと、そういう範疇に相当近づいていくようなものであろうというふうに思います。それが国の関与に関する一つの見方

かと思えます。

それから、もう一つは安全の確保についてですが、これも現在、規制制度が変わったのはもちろんですが、事業者におきましては自主的、継続的安全向上の活動の取組が相当進んできております。

これは本を正せば米国の成功例に倣ったものでして、米国の成功例の基本的な考え方はリスクインフォームド・パフォーマンスベースというものです。

リスクインフォームドは、なぜこれはインフォームドかと言いますと、リスクはそもそも不確かさがあるからリスクに頼り切ってはいけなないと。むしろ、パフォーマンスに基づいて、リスクはいろいろ参照しながらやるのだと、そういうリスク管理活動です。

これが結果的にはパフォーマンスベースというのには安全に関する指標、それから、運転実績に関する指標、そういうものを見ながら事業者の活動を評価し、インセンティブを与え、安全確保活動を継続していくと、そういうものなわけですが、それによって現実的にトラブルの数は減ってきて、稼働率は90%を超えるようになっていて、それで安全性と経済性の両立ができて、それによって国民の信頼性が増すと。そういう米国の90年代、2000年代に掛けての成功例を踏まえてのことであるわけです。

そのように考えていきますと、我が国でそういった活動が成功して、損害賠償の枠組みがそもそもの原子力利用と整合していくということを踏まえるためには、当然原子力を継続的に利用して、国民に恩恵をもたらすような制度設計が必要であるというふうに考えます。

それは具体的には、安全への投資、これへのインセンティブの働くもの、それから、原子力の利用そのものがエネルギー確保への貢献をしているという、そういう便益を反映したもので、なおかつ現在の原子力の安全確保に関する非常に高い要求、それから、恐らくパフォーマンスも高くなっているのだというふうに思います。そういう現在の安全の状態の実態を踏まえたものであるべき。

それをここでの議論という言葉に置き換えてみますと、正に今の実態を踏まえたリバランスが適切にできていることと、こういった事業者の活動を踏まえて、予見性のある仕組みということだと思えます。

結論としては、そもそも原子力損害賠償法というのは、原子力利用と相まって初めて意味のあるものであるわけですから、原子力利用が進んで安全確保活動が進んで実績が向上してくることによって、損害賠償の予見性が更に増して、より小さな負担でより安全が高まり、なおかつそれで損害賠償についても信頼感のあるような仕組みと、そういったものが

可能であると思いますし、そういうものを方向として目指すべきであるというふうに考えます。

以上でございます。

(濱田部会長) どうもありがとうございます。

それでは、伊藤委員、お願いします。

(伊藤委員) やはり原子力損害賠償は、万が一やっぱり被害に遭われた方々が一番適切に補償を受けられるにはどうするのかということが、やっぱり一番大事なのかなという気がしているのですけれども、現状としてやはりその福島で考えれば、1, 200億では到底足りないという現状があるわけですね。

当然、事故が起きたときにはすぐに使えるキャッシュフローというものが必要であると、これも厳然たる事実であると。それに基づいてどうするかということになるわけなのですが、上の方のその保険的スキームということになると、これが迅速にそのキャッシュフローとして払われるのかというと、なかなかやっぱり難しいところもあり、電気料金に跳ね返ってきてしまうということを考えると、確かに今払っている分よりも更に保険料として払うということが、非常にやっぱり難しいという現状も理解できるのですね。

ただ、一方で、実際にやっぱり東電の事故というのは起きたということがありますので、じゃ、それ以外の負担を事業者がしなくても良いのかと言うと、私はそれはまた理解を得るのは難しいというふうに思うので、そう考えるとまずは保険ではなくて、積立てのような形で即キャッシュフローとして補償できるという、そういう体制は改めてやっぱり考えておかなければいけないのかなという気がしております。

その額については、また検討が必要かなというふうに思いますけれども、ただ、それは保険料として何も起こらなければただ捨ててしまうようなお金ではなくて、積み立てているということであれば、別にそこまで損失にはならないという気がしますので、そういうことも必要かなと。

あとは、もう一つ、やはり以前から私も申し上げているのは、やっぱり国としての関与というのが非常に重要になってくるだろうなというふうに思うので、だから、2番目の表の中で、一部積立て、そして、一部をやはり国民に理解を求めて税負担という形で求めていくとか、そういう形が納得できるのかなという気が、私は個人的にはしております。

以上です。

(濱田部会長) どうもありがとうございます。

それでは、大橋委員、先にお願いします。その後、遠藤委員、お願いします。

(大橋委員) すみません、ありがとうございます。

第1回目から多分、前提条件として共有されてきている点だと思いましたが、まず原子力事業を純粋な民間事業分野として行うことが、従前よりも難しくなってきたという前提条件というのはまずあるのだというふうに思います。これには、大きく分けて二つぐらい理由はあって、一つは自由化が行われたということであります。総括原価・地域独占が外れる中で、どうやって自由化された料金の中で原子力事業というものをやっていくのかという点について、難しい点があるということが1点。

2点目は、事務局からも御説明がありましたけれども、原子力の低減が政府目標として目指されている中で、より安全でパフォーマンスも良い原子力の稼働が担保されている中でも、平均的な稼働率というのは大きく下がっている。つまり、事業採算性がかなり落ちているという点が2点目だと思います。

そうした中で、今回御提示があるうちの相互扶助のスキームというのが、これは基本的に民間事業の中で賠償の資力を確保することを全面的に押し出しているものだと思いますけれども、これは現状のスキームを広げたというふうな感じのスキームで、実質的には現状とほぼ変わらないのだと思いますけれども、これを維持することが実際問題としてかなり難しくなってくるんじゃないかなという気がします。

そもそも事業者が負担する額というのが、原子力の依存度が低減すればそれだけ増えていくわけですから、実際問題を考えてみても、かなりこれは事業的に難しい問題を含んでいるとともに、余り現状と変わらない案だということも言えるんじゃないかと思います。

他方で、保険的スキームと言われているものはかなり違うというふうに思います。何が違うかということ、これは民間保険、この責任保険契約は、現状以上に上限を上げることというのはなかなか難しいという御議論がある中で、民間保険を超える部分まで国が出てくるということを意味しているわけですので、ある意味かなり国が全面的に出ていくということが形上も見て取れますし、また、実際問題としてもそうなるのだろうというふうに思います。

抜本的な検討が求められている本検討会において、保険的スキームというのはそうした要請に応えている一つの姿であることは間違いないのかなという気はします。

他方で、保険的スキームの問題点として、合理的な費用の算定に問題があるというふうな御指摘がありました。これは西川委員からもあったのですが、この合理性という

のはかなり規制的、政策的要素が強い、要するに、料率の算定ですけれども、それはそもそも政策的な色合いが強いものにならざるを得ないものなのだろうというふうに思います。

専門家の中での議論というのは重要だと思いますけれども、料率の算定は純粋に数理的に出てくるものでは少なくともないということは明らかなのかなと思います。

迅速性の観点ですけれども、これはこの賠償法の中で迅速性を全てカバーすべきかどうかというのも一つあるのではないかと思います。国が仮払いをするような形を、そのときの事故の大きさに応じて考えていくというふうな柔軟性も他方で担保しておけば、迅速性自体はここで十分に満たすということは、必ずしもなくても良いのかなという気はします。

とりあえず、以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

では、遠藤委員、お願いします。

(遠藤委員) 今、大橋委員が御説明をいただいた御見解と前提条件としてはほとんど同じなのですけれども、違うところは先ほど申し上げました過酷事故のケースにおける保険スキームの有用性ですが、では、第2レイヤーについて、保険ではないとすれば、この専門部会の意義があるような形で提案ができるとすれば何か、という点についても私見を申し上げたいと思います。この委員会の目的は、国と事業者の負担の割合を再検討するという事ですし、各委員の方からも国の一步前に踏み込んだ原賠制度への関わりの必要性を御指摘いただいていたと思っておりますし、先ほど伊藤委員もこの第2レイヤーのところは一部国であるべきではないかというお話がございました。

私もその意見に賛成でございまして、この2番目のレイヤーというのは、実は国なのだろうと。ただし、2番目なのか、機構スキームの上の第3レイヤーか、順序については逆もあると思いますが、現在、福島第一事故で事後的に行われている国の負担を、新たに制度的に明示するような形での改変は、事業者の予見可能性を担保する点において、非常に合理的ではないかと思っています。

何度も申し上げて申し訳ないのですが、国の負担について具体的には、原子力事業の主管の官庁であります資源エネルギー庁、経済産業省が、電源開発促進税などエネ特の中で財源をきちんと手当することをあらかじめ明示しておくことと考えております。国が税率を引き上げることに際して、説明責任を果たし、国会審議を経ることが重要であると思えます。

先ほど御指摘がありました迅速性の問題につきましては、国の仮払いもありますし、支援

機構法において、国が交付国債を交付して資金を援助するというスキームは出来上がっておりますことを付け加えさせていただきます。

では、民間の原子力事業者の側で何が行われるべきかということ考えたときに、もし過酷事故が起きた場合の一定の賠償規模感を設定して、その程度の負担ができる財務体力を身に付けておくことが必要であろうと考えます。例えば福島第一と同じ、若しくはそれ以上の100万キロワットクラスの炉を東京電力よりも小さな電力会社も持っているわけですが、先ほど引き当てというお話もありましたが、財務的に過酷賠償をカバーできるような純資産、若しくは総資産の規模なのかという問題があります。原子力事業者の企業規模に関して、例えば炉規法上にざっくりとした文言がありますが、炉規法も少し踏み込み、同時に賠償制度が歩調を合わせるというかたちが必要なのではないかと考えております。

相互扶助制度についてですが、支援機構法の中に既に相互扶助制度があり、これは東京電力の福島事故のためだけに創設された仕組みではありませんので、別に新しい制度を設けなくても、今後も機能していくものだと理解をしております。また、更に今以上に相互扶助制度を新設、拡充するのは、自由化下において難しいと考えられます。

以上です。

(濱田部会長) どうもありがとうございます。

では、住田委員、お願いします。その後、四元委員、お願いします。

(住田委員) 先ほど大橋委員から相互扶助の概念について、民間事業者として、自由競争になった以上は、この概念自体はやはり難しくなった、とございました。私も当初から申し上げていたとおりであります。ですから、原賠・廃炉機構における相互扶助という制度は本来は福島事故のときの暫定的なものであったはずですので、これが未来永ごう、恒久的なものとするかどうかということに関して、やはり一定の時期が来たときに見直すべきであろうと考えております。

ですから、私は相互扶助と保険の対立軸ではなくして、事前にどの程度備えるか、そして、事後にどういうふうな手当をするかということ。そして、そのときに当然プレーヤーが国であるということについて、今回は法律上明言すべきだろうと思います。

そうしますと、16ページ、恐縮でございますが、諸外国の原子力損害賠償制度の概要についてなのですが、日本の場合は「機構を通じた政府による資金援助（事業者の相互扶助を前提）」と書いてあります。この相互扶助というのがどうも怪しげになってくるわけで、

アメリカの場合は、「大統領が議会で補償計画を提出」という形で、補償計画の中での一当事者として十分国は考えられると。アメリカの場合はそうですが、日本が同様の文言を使うことも考えられます。

イギリスの場合にも、「国会の議決の範囲内で主務官庁から補償」という形で、要するに、足りない分にどうするかというときに国が当然出てくるということです。我が国もこのような考え方を今後の原子力政策の上において、法律上明記するということが必要であろうと思っています。

そういう意味で、事前にしても事後にしても、国が一当事者になるというような形での法律改正が必要であろうと思っています。

それから、事前と事後で、事後の場合に引当ての話が出ておりました。これはBS、貸借対照表の対応になってくるのだと思うのですけれども、事前の保険の場合ですと、外部に一種の拠出をする、流出するわけでありまして。

この相互扶助のところを書いてあります、引当てなのですけれども、これは飽くまでも企業会計上の数字として表れるものでありまして、それが足りなかったら確かに黒字が赤字になったりする場合もあるわけなのですけれども、飽くまでもそれは企業会計の中での計算上の問題でありますので、やはり現実に資金が出ていくかどうかということに関しては、やっぱりこれは大きな違いがあると思っています。

引当てでやるのではなくて、逆に言うと、もし分割返済するのであれば、債務として期限を切るだけで済む話でして、その債務性が毎年毎年の分割返済として計算すればそれで済む話でして、わざわざ引当てとして監査法人が入ったりして、難しい計算をする必要はないというふうに私は思っております。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

では、四元委員、その後に辰巳委員、お願いします。

(四元委員) いろいろ御意見を伺っていると、実はそんなに違いがないんじゃないかというふうに思ってきました。

我々、今回この第2層の議論をしていて、賠償資力と事業者の予見可能性の両方の確保を少しでも高める努力をしないと、何のためにこんな長い時間を掛けて議論してきたか分からないので、やっぱり第2層をやはりある程度見える形でちゃんと確保しなければいけないのだらうなと思っています。

究極、やはり詰まるところ、国がどこまで前へ出るかというところだと思っております、11ページの図を見て、この下の図の方の完全な事後回収スキームというのは、少なくとも完全な事後回収スキームだと、第2層として別枠を設ける意味はかなりほとんどなくなってくるんじゃないかなと思っております。

そういう意味で、大橋先生が言われたように、保険的スキームの補償料というのは、何か数学的な計算できれいに決まるわけじゃないので、余りここで補償料率の議論をしても仕方なくて、詰まるところ、国がどこまでどういう形でかは別として、新たに負担をする覚悟があるかというところだと思いますし、機構を何らか利用できるのではないかと思っておりますけれども、今、機構法で国が真水を入れられるのは一応書いてはありますけれども、一番最後の最後なのですね。

今後の新たな仕組みとすると、やはりそれでは絶対に足りなくて、保険的スキームであっても何らか機構を用いる、何らかのスキームを新たに考えるとしても、やはり国の真水を入れる仕組みを、ちゃんともうちょっと考えるべきであると思っております。

私がかねてより申しますように、別に国が無過失無限に責任を負うというのには反対ですし、基本的に過失責任を維持すべきだと思っておりますけれども、それと別に国が前面に立って、もうちょっと今よりも責任を負うべきであるというのは、全然別の話だと思っております、やはりそこは新たな第2層としてお願いしたいのは、新たに第2層としての枠を設けるからには、余り小さい枠でも意味がないのであって、そこはしかるべき大きさにならないといけないのですけれども、やはり基本的にはその補償料をどこまでというのは、ずっと私自身もそこは無駄にならないようにという思いはありますので、何らかの積立てスキームでもできると良いなという、これは希望でございますけれども、そこでつまり裏腹として、国がどこまで真水を入れる覚悟があるかということだと思いますので、是非そこは国として頑張ってください、その新たな国が前面に立ったスキームをもうちょっと具体的に示していただければと思っております。

(濱田部会長) ありがとうございます。

それでは、次に辰巳委員にお願いしたいと思います、その後、大塚委員、それから、小野田さん、市川さん、札を立てていらっしゃいますので、大塚委員の後、お願いいたします。

では、辰巳委員、お願いします。

(辰巳委員) ありがとうございます。

なかなか理解が難しく、皆様のお話を伺いながらいろいろ考えていたのですけれども、まず、先ほど遠藤さんのお話を伺っていて思ったのは、このレイヤーの層の組み方はこれで本当に良いのかということです。

私としては、基本は発災事業者が責任を負うのは当たり前の話と考えるので、それで1層目はこれで良いとして、2層目には一番上の緑の部分に来て、3層目にそれで足りなかったときにどうするかという検討をするというのが良いと思います。遠藤さんは、多分そういうふうなことをおっしゃったのですよね、イメージとして。私はそれが何となく良いのかなというふうに思って聞きました。

それで、今こういう層になっていますから、たとえ、第2層に書いてある部分が上に上がるとしても、足りないという前提で検討しなければいけないというお話だというふうには思っているのですけれども、その額がどのぐらいなのかというのが、全く漠として想像が付きません。私はたとえ電気料金が上がるとしても、原子力発電はそれだけのリスクを含んだ電気なのだということを理解して電気を使っていくべきで、やはり基本は事業者が電気料金で賠償の費用を回収していくというのは当たり前であろうと。ずっと昔からそういうふうに言ってきているのですけれども、そのように思っております。

税金でも電気料金でも、いずれにしても国民負担になるというふうなこともちらっと申し上げたこともあるかと思いますが、やはり例えばの話、沖縄にお住まいの方たちに同じように国策だからと言って税金として負担させるということが本当にあり得るのかと。全然、原子力に関係のない地域の方たちに。

やっぱりそういう意味では国税でというのも不公平な気がとてしますもので、だから、先ほど申し上げたように、原子力発電はリスクのある電気だということをちゃんと説明していただいて、納得して電気料金で支払うというのは当然だというふうに思っております。

それで、その金額の問題ですが、どのぐらいになればその緑の3層目のレイヤーが足りなくなっていて、更にどのぐらい伸ばさなければいけないのかというふうな話を、現状、福島のお話があるので3層目のところはお金がないようではあるけれども、先ほどの皆様のお話を聞く限り、簡単に事故は起こらないとおっしゃっているわけだし、そのうちに緑の部分もたまってくるのではなかろうかと期待しますので、何かそういうふうな考えでやっていくのが良いのかなというふうに私は思いました。

金額については、どのぐらいを皆さん検討しておられるのかというのも、知りたいなというふうに思った次第です。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

ほか、詰めていくべき点ございますけれども、それでは、大塚委員、お願いいたします。

(大塚委員) 政府の関与をどのぐらいにするかというのは結構大きな問題だとは思いますが、この「地震、噴火、津波」のところに関して、政府の関与を強めることは多分理解を得られると思うんですけども、一般的な事故に関して重過失とかが原子力事業者の方にあった場合について、政府の関与を強めるというのはちょっとなかなか国民の理解を得られないことだと思うので、そこはまず前提として申し上げておきたいと思います。

相互扶助システムを採った場合に、第2レイヤーと第3レイヤーの違いがどこになるかというのは、分かりにくいことは事実なのですが、一番大きいのはその第3レイヤーに関しては、現在特別な計画を立てなくてはいけませんので、これが時間が掛かるということと、迅速性が失われるということになりますが、第2レイヤーについてはそうでないように仕組みを作れるということが、恐らく最大の違いになってくるのではないかと思います。

そのときのその引当金の話は、先ほど遠藤委員が言われたことと関係しますけれども、これはやるとすれば法律で決めて、それ以上は引当金は別にしておかななくてよいようにするということが考えられるのではないかとということをお知らせいたします。

迅速性の観点からは、保険的スキームよりも相互扶助のスキームの方が良いと思いますが、要するに、それは税で対応するときには時間が掛かるということがあると思われまます。政府の仮払いということがあり得ないわけではないと思いますけれども、どこまで政府の仮払いに額として期待できるかというところは、事務局にお伺いしたいところがございます。

それから、全体として、この第2レイヤーに関して、最終的には原子力事業者の方に回収を求めるようなスキームにしておかないと、これは無限責任ではないということになってしまいますので、その点は前の議論の蒸し返しになるのではないかとということをお知らせいたします。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

それでは、オブザーバーの御二人からお願いします。

(小野田オブザーバー) ありがとうございます。では、発言させていただきます。

今回の制度の見直しにおきましては、福島事故の経験を踏まえまして、迅速かつ確実な被

害者救済、これを図るとともに、電力の小売全面自由化や、原子力依存度の低減が進む中で、我が国のエネルギー政策において重要なベースロード電源を担う原子力事業の予見可能性を高めること、この二つを両立することが重要であると考えております。

今回、事務局から賠償資力確保のための新たな枠組みとして、二つの案が提示されております。しかしながら、いずれの案も制度の具体的な内容が示されておられませんので、現時点で原子力事業の予見可能性が確保されているとは判断できないものと考えております。

前回の部会では、多くの委員の皆様から、賠償措置額の引上げの必要性について御発言がございました。また、これまでの御議論では、国が現状よりも前に出る必要があるという、皆様の共通認識があったと思っております。

こうした議論を踏まえますと、仮に保険的スキームを入れる場合には、上の絵ですね、これは民間の責任保険契約の引上げが難しいのであれば、政府補償契約を拡充することが必須であると考えております。

また、国の新規制基準に加えて、自主的、継続的な安全対策の強化の取組によりまして、原子力発電所の安全性は大きく向上しており、事故リスクの低減が見込まれます。これを賠償措置額の補償料率に反映させることで、平時の電力ユーザーへの影響に留意した制度設計が可能になるものと考えております。

一方で、下の絵の資金的な手当として、事業者が事後的に相互扶助で負担するというこの案でございますけれども、現行の原賠廃炉機構による資金援助、緑色の第3レイヤーですね。これと実質的な違いがないように思われます。

本制度については、例えば米国のプライス・アンダーソン法のように、有限責任を前提とした制度設計として、かつ、それを超える部分は国が確実に被害者救済を図る仕組みとしなければ、迅速かつ確実な被害者救済と、それから、原子力事業の予見可能性を高めること、この二つを両立する制度設計ができないものと考えております。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

では、市川さん、お願いします。その後、馬場さんをお願いします。

(市川オブザーバー) ありがとうございます。

3点コメントをさせていただきたいと思っております。

まず、これまで日本商工会議所として、大きく四つの観点を考慮に入れて、委員の皆様にご検討をいただけるようお願いをしてきました。

一つ目は、被災した企業、住民への迅速な賠償という観点が1点目。

それから、2点目が、現場では初期の仮払いが極めて重要であるという点。

3点目が、全国の企業や国民が支払う電気料金や、税負担の増加が課題であるという点。

4点目が、地域の生活や産業の再建まで、費用負担を含めて国が責任を持って関与していくプロセスが必要であるという点であります。

地域に根ざした商工会議所の立場からは、やはり被災した企業が事業再開に向けて明確な見通しを立てることができるよう、被災した企業の側にも予見可能性が持てる制度にさせていただくことを望んでおります。

次に、今回の資料で新たな枠組みのイメージ図をお示ししていただいたわけですが、これまで17回にわたって議論してきた方向性や、昨年取りまとめた中間整理にございました「保険的スキームを基本とし、賠償措置額を引き上げていくことについて検討する」というような記述がありましたけれども、こうした記述を踏まえた内容になっているのか、改めて慎重に精査していただく必要があると考えております。

特に、先般の廃炉機構法の改正の附帯決議におきまして、「財務健全性や自律的な事業運営が可能となるような国の関与の在り方、費用負担等のルールを整備する」というふうにされましたけれども、この附帯決議の趣旨に合った内容になっているかという観点でも検討をお願いできればと思います。

最後に、政府の「エネルギーミックス」では、2030年度に原子力比率を20から22%程度にするということになっておりますけれども、今回提示いただいたこの保険的スキームの活用であるとか、相互扶助、資金的な手当、これを含めた3階層のスキームにすることで、果たして当事者である電力会社が今後も引き続き原子力事業を担っていかれるのか、企業や国民の負担を最小限に抑えることができるのか、政府としてエネルギーミックスの方向性と整合が取れた法改正にできるのか、先ほどの附帯決議の趣旨にも照らし合わせて、実現可能性という観点からも検討をいただくことが大事であると思っております。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

それでは、馬場さん、お願いします。

(馬場オブザーバー) 毎回同じようなことを言って恐縮なのですが、今日は7月12日でちょうど6年と4か月経ったわけでありまして。農林水産業者においては、避難指示区域においては休業が続いているわけですし、除染も進んでいないという中で、賠償もスムー

ズに行っているかという、そうではないという状況にあります。

いまだに風評被害も続いているわけで、オブザーバーとして全漁連と日商さんお越しであります。農林漁業団体と商工会業界で連携協定を結び連携をして福島農林水産業を応援しよう、風評被害を払拭しようというフェアのようなこともやろうとしています。それは余談ですが、いずれにしても、いかに迅速な賠償ができるのかという観点でこの枠組みの見直しについても御検討いただきたいというのは、私の意見と言いますか、被災者の思いだろうというふうに思います。

何度か申し上げましたけれども、一旦国が仮払いして、まず迅速な賠償の算定額を国として前に出て具体的に示した上で、その費用は後に事業者が相互扶助でやるのか、あるいは、国が負担するのかということはあるかと思えますけれども、いずれにしても被災者がいかに早く賠償が届くのかということが一番大事で、結局請求するためにもあらかじめ算定基準を事業者と議論して和解してというようなことをやっている、極めて時間が掛かっていたというのが今回の福島の問題であって、いわゆる賠償請求の手続の簡略化とか、調停とか紛争にどんどん持ち込むというようなことになって長期化することを避けるためにも、一定、国が前に出て具体的な支払基準なり算定基準を定めた上でそこから掛かる費用については、事業者と国が負担するなら負担するというようなことを考えていただければと思います。

いずれにしても、被災されている方への迅速な賠償という観点での御議論を是非お願いしたいということでもあります。今も避難指示区域の休業補償は商工業の方が3年一括で賠償ということで先行されましたが、農林業は29年から休業補償の場合はそうなるんですけども、先に始まった商工業の方々へは本当に迅速に賠償がされているのか、農業者の方は大変不安であります。まだ再開のめども立っていないわけですし、そういう面では不安はますます続いていると言わざるを得ません。

風評の方も、算定方式を見直すという提案があって、これでまた賠償が滞るという心配もあります。農業は商工業と違って経営単位で風評が起きるわけじゃない。米は米、野菜は野菜の品目ごと、畜産は畜産というような品目ごとに風評被害というのはあるわけで、それをトータルで農家の経営単位に風評ですと言われても、それはそういう賠償ではないわけですし、そういう面では農業の実態を踏まえた迅速な賠償には国の関与というか、行政の関与が必要で、こういった迅速な賠償には国の役割、行政の役割というのは重要だと思っています。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

では、四元委員、続いて、遠藤委員、お願いします。

(四元委員) 幾つか細かい点について、まず、迅速な賠償はとても大事だと思います。それで、保険的スキームか否かというところで、迅速性に恐らく差があるのはそうだと思いますが、迅速性の点は恐らく何らかスキームを決めた上で、別途の手当ができないわけではないと思いますので、スキームの理解に関わらず、迅速性の確保では別途手当をしていただければと思います。

先ほど大塚先生が言われた発災事業者の過失の程度というか、責任ある発災事業者について、国はどこまで資金的な補償をして良いのかという話がありました。これも制度の設計として最終的には過失の程度、重過失の程度によって国が補償をするか否かというのを差を設けるということは、一応可能なのではないかなと思っております。

それから、あとは、いろいろ議論をしてきましたけれども、本当を言うと抽象的に議論してもほとんど意味がなくて、第2層も5,000なのか1兆なのか3兆なのか、それで、補償料もこれ以上上げてはならないと言いますが、本当にそうなのか。そこは本当は具体的な金額を入れて議論をしないと余り実のある議論にはならないので、これがこの場で可能かは分かりませんが、出来姿をもう少し具体的に今後見ていきたいと思っております。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

それでは、遠藤委員、お願いします。その後、何か事務局からもしありましたら。

(遠藤委員) すみません、ちょっと先ほどの引当てのところで誤解を招く発言をしてしまったかもしれないので、一言申し上げたいのですが、この自由化下の状況でいわゆる賠償想定額や相互扶助の将来費用を会計上引き当てていくということになると、かなりの事業者負担になると思われ、現実的でないと考えます。炉規法の中でも予見可能性を担保できるのではないかという意味で申し上げていて、炉規法の中にはある程度の事業規模を持った事業者が参入できるという書かれ方なので、そこをもう少し、純資産額なのか、総資産額なのかは議論があると思いますが、事業規模を明示し、それに従い事業者の財務体力を備えておくことが、原子力事業の与信や安全対策への担保になると思っております。損害賠償制度もそれにリンクすることが合理性があると考え、これまでの発言をい

たしております。

それと、一つ質問なのですが、保険的スキームにおいて、政府補償契約が過酷事故を想定する程度に上積みされている場合、実際にその程度の事故が発災してしまった際、予算措置としてはどのようなことが想定されるのでしょうか。

機構法の利点は、交付国債スキームを用いることによって、一般会計の枠外で、多額の返済の時間を引き延ばすことができるという効果があったわけなのですが、保険になると一時的に支払を行う必要、つまり一時的な予算措置が必要になるのではないかということがありまして、確認をしておきたいところなのですが、どのように考えればよろしいでしょうか。

(濱田部会長) それでは、事務局の方に今の点も含めて、お願いします。

(大島参事官) 何点か御質問、御意見頂いておりますので、今答えられるものを何点かお答えさせていただきます。

まず、保険的スキームでどういう形の予算になるのかということですが、具体的な制度設計をして法律を書くことも含めてしなければ確たることは言えないのですが、過去の事案を勘案しますと、枠組みは法律に、それから、予算の中で幾らまでの額というものをしっかりと書かせていただいて、国会の審議を経て成り立っているという形になります。

一方で、政府補償契約のキャッシュフローの方は、福島の場合には補正予算を審議をさせていただいて、その結果として御支払をしたということでございます。なお、支払に当たっては、これは民間保険と同じスキームになっております。

それから、原賠法上は賠償に支払う資金というのは、必ず賠償のために支払うという非常に厳しい区分けになっておりますので、実際に事業者さんが支払った実績を基にして、その内容を確認をさせていただいて支払うということで、今回の事故につきましては、福島第一の場合には多額になっておりますので、1, 200億円全額になっております。福島第二に関わる部分につきましても、第二の措置としての避難指示のものがございましたので、そこに関わる部分について内容を確認をさせていただきまして、その確認の結果1, 200億円に達しなかったもので、必要額というものを事業者さんに補償金として御支払をしたということで、たしか2年くらい時間は掛かっていたということです。

第2レイヤーを保険的スキームとする場合には、同じ仕組みになると、多分、キャッシュフロー上の問題が発生しますので、かなりの工夫をしなければいけないのではないかと。

まり、補正予算を組むなり、時期によっては通常予算の中で御審議いただいて、キャッシュを確保するという必要が出てくるということになるというふうに思っています。

それから、これまでの御議論の中で何点かございましたので、特にまず保険的スキームの関連で、事務局資料で発生リスクのところについて書かせていただきました。

若干、言葉足らずだったのかもしれませんが、安全規制によっていわゆるトラブルの発生確率というのは当然下がってきているというのは、それは事実だと思います。

我々、考えなければいけない料率を出すためのものですので、これは事故発生確率のみならず、賠償に至る部分にどういう形でそのリスクがありますかということを考えなければいけないということがございます。

この点につきましては、米国もそうでございますけれども、確率論的安全評価ということで、事業者様、電事連さんも中心になられて研究開発が行われていると承知をしております。私の理解では、現状では、その評価手法につきましては、レベル1、レベル2、レベル3ということで、原子力学会において標準的な手法まで定めております。

この中で、第1のレベル、いわゆる事故が発生する部分についての確率論的安全評価というのは、かなり進展しておりますけれども、我々が賠償を考える場合にはその後の措置、いわゆる防災までも含めたレベル3の確率論的安全評価の数字を頂きたいところでございますけれども、その点については残念ながらまだまだ数字が固まっていない。

例えば、今回の安全基準の規制の中では、確かに大きな重大事故を発生するリスクというのは大幅に下がっております。一方で、賠償という観点で言いますと、例えばベントなどが行われた場合の放射性物質の放出リスクというものは考えなければいけないところになってございます。賠償の観点で言いますと、風評被害に大きくつながるところでございませぬ。その辺を考えた場合に、この第2レイヤーの規模感についても、福島を標準にしますと非常に大きな額になりますので、その辺も考えながら、一方で小さな事故であっても放射性物質が放出した場合、どうしても風評被害まで考えなければいけない。そういう賠償の規模感を考えながら、制度設計をする必要があるのかなというふうに思っています。

それから、相互扶助型と言っておりますか、国側で行う場合の部分でございませぬけれども、こちらと同じような形で予算的な措置、法律的な事前の措置というものが必要だと思っております。

こちらの場合、国が資金を出す場合には、恐らく同じような形で予算措置をしますけれども、実際の出資としては、例えば国債を発行していただくでありますとか、それから、今

の機構と類似じゃないかと言われるとそうではありますけれども、いわゆる政府補償というものを法律の中で書かせていただいて、それで資金を確保するとか、そういうような工夫というものができるとは思っております。

どちらの制度についても、事業者さんの過失、重過失の扱いというものの御意見を頂きましたので、そういう点をどういう工夫をできるのかというのは、少し勉強をさせていただきたいと思っておりますけれども、現行の保険的スキームで言いますと、ちょっと先走り過ぎかもしれませんけれども、いわゆる故意のところについては、民間保険も含めて御支払ができないという理解でございます。

それから、過失のところは、必ずしも完全な手当がされているわけではございませんけれども、政府補償契約法に基づきますと、過怠金という方式でございますけれども、事業者さんの方で何がしかの違反的な行為というものが認められる場合には、過怠金を請求することができるという規定が、現行の法律では定められているというところでございます。

それから、国の負担というところで、先ほど御議論いただきましたけれども、資料の中では機構法の中でも国費というところは投入できるようになってございます。条文を書いてなくて恐縮でございますけれども、1 ページ目の②の機構の資金援助等の丸の三つ目の「また」以降でございます。機構に対して、必要な資金を交付をするということで、機構法の第68条に基づいて、国から資金を交付をするという形での枠組みを持っておりますので、これからの検討の中、こういうものも参考にした制度設計ができないのかということにつきましては、検討させていただければというふうに思っております。

追加の説明は以上でございます。

(濱田部会長) どうもありがとうございました。

それでは、又吉委員、お願いします。

(又吉委員) ありがとうございます。

11 ページ目の表で、私は実はこれ、似て非なるものというふうに判断した理由というのは、正に国がプレーヤーとしてどう関わっていくか、特に下は事後的に決めるので、実は見えていないというところに不安を持っているというところです。

事後的に決めるときに、真水でどれだけ入ってくるのか。先ほど引当金のキャップを掛けるのお話がありましたが、これは本当に可能なのかというところに非常に強い疑念を持っているので、これは実は似て非なるものではないかというふうに思っています。

あと、迅速性の観点からも、非常にこの措置が額が大きくなった場合、果たして事業計画

なしで出てくるのかというところも分かりませんし、先ほどどなたかもおっしゃっていましたが、事後的というところに非常に不安を感じていて、実はこれは似て非なるものではないかと。

そういう意味では、上の保険スキームにつきましては、政府補償契約につきましては、少なくとも国が一步前に出るということが明確化されるのではないかとという視点から、私は実は似て非なるものではないかというふうに考えた次第です。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

では、西川委員、お願いします。

(西川委員) 今、原子力を含めまして、エネルギー基本計画の見直しの時期に当たり始めているという状況かと思えます。先月の初め、経産大臣はエネルギー基本計画については、検討の在り方やスケジュールなどについて議論しているというような発言をしておられますけれども、ぼちぼちこの賠償の問題も政府的な判断を加味していかなければならないような時期になっているのかなと思えますので、また十分御判断をお願いしたいと思います。

(濱田部会長) ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう。崎田委員、お願いします。

(崎田委員) ありがとうございます。

先ほど馬場オブザーバーの方から、実際の賠償の迅速化とかそういうことの御発言がありまして、以前かなり話をさせていただいたテーマだと思えますので、やはりその手続の簡略化とか、そういうのは全体のとりまとめの中にしっかりと入れていかなければいけないことかと思っております。

それで、この資金力確保ということに関しては、先ほど私も既に発言しましたが、私はこの下の枠組みは、なかなかこれがうまくいくのかということに非常に不安感を持っています。

それはやはり、事故後の負担というところで、考えてみるといわゆる多額の相互扶助を原子力事業者みんなで事故後に負担していくというのは、今福島に対応している現状と余り変わらないと言うと申し訳ないのですが、仕組みとしてはそういう性格があるんじゃないかと思うのです。こういうところからやはりもう一步明確に国が前面に立ちながら、事業者ももちろんしっかりと安全対策に最善の努力をしていただくけれども、そことどう連携をしながら新しい枠組みを作るかという議論をしてきたわけですので、そういう新しい枠

組みはどういうものかを考えていけば有り難いなというふうに感じています。

よろしく願いいたします。

(濱田部会長) どうもありがとうございます。

では、遠藤委員、お願いします。

(遠藤委員) 今の又吉委員や崎田委員のお話を受けてなのですけれども、下のところは機構スキームがだらだらと下がってきているようなものだという御理解でいわゆる予見可能性がないのではないかという御指摘があったのだと思うのですけれども、逆に言えば事業者のその無限責任は貫かれるとしても、その事業者が最終利益から特別負担金だけで返すところと、一般負担金でみんな相互扶助で返すところと、ある程度の規模感みたいなものが示されているのであれば、それでは足りない場合に国が特別税で手当をるところというめどが付いてきて、予見可能性につながっていくのではないかと思います。

支援機構スキームのもとでは、資金的に援助をするという国の出方は変わりませんけれども、ある程度の特別負担金、一般負担金の規模感が示されていることが予見可能性につながってくるのではないかと考えております。

(濱田部会長) ありがとうございます。

そろそろ予定の時間になりますので、ほかにいかがでしょうか。今のところはよろしいですか。

どうもありがとうございました。今日は委員の方々から、それから、オブザーバーの皆様方からも貴重な御意見を頂戴いたしました。御指摘いただいた点をうまく整理できるように、課題を克服できますように、新たな枠組みの制度設計に向けて意見集約を進めてまいりたいと考えております。

賠償資力の確保についての議論というものを大分進めてまいりましたけれども、今日も少し出ておりましたけれども、これまで検討いただいた原賠制度全体の検討結果についてももう一度整理をしておきたいと考えております。そして、部会としての意見集約に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

今日は活発に御意見を頂き、大変有り難く思っておりますが、更に追加の御意見等ございましたら事務局を通じて提出いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後に事務局から連絡等をお願いします。

(大島参事官) ありがとうございます。

次回第19回会合につきましては、日程調整が済み次第御連絡させていただきます。また、

お手元の資料につきましては、御希望があれば委員の皆様方の職場に郵送させていただきますので、席上にそのままお残してください。

以上でございます。

(濱田部会長) 本日はどうもありがとうございました。